

病害虫の実態に即した 航空防除

必要最小限で実施します。

■ 航空防除はこのように実施します。

- 1. 地域農業に重要な役割を果たしています。**
航空防除が実施され、すでに20余年になります。大面積を効率よく一斉防除することにより防除効果が高く、低コストで省力的な防除です。また、農業従事者が減少し高齢化が進む中で、よりよい「新潟米」を安定生産するために、航空防除は地域の重要な役割を担っています。
- 2. 病害虫の発生予察に基づき必要最小限の防除に努めています。**
航空防除は、病害虫の多少にかかわらず農薬をむやみに、大量散布しているかのように「誤解」されがちですが、決してそうではありません。共済組合・役場・農協が病害虫の発生予察調査を実施しながら、発生の実態に即した、適切な必要最小限の防除に努めています。
- 3. 農薬は安全性の高いものを使用しています。**
農薬は「農薬取締法」等に基づき、登録の際に急性毒性や慢性毒性、発ガン性、遺伝子への影響、土等への残留、魚等への影響などあらゆる角度から厳重に審査され、「安全使用基準」に合格したものだけを使用しています。正しく使用すれば人の健康や生活環境を害することはありません。又、航空防除は登録された農薬の中でもっとも安全性の高いものを使用し、安全性に十分留意して実施しています。
※ 航空防除は、安全対策に十分注意して実施しますがなお万全を期すため、散布場所に近い地域の皆様には次の点についてご協力をお願いします。

- ① 自動車は車庫に入れるか、カバーを掛けるようお願いいたします。(カバーは役場農林水産課に用意してあります。尚、万が一自動車に飛散した場合、状況によっては補償の対象となりませんのでご了承下さい。)
- ② 散布中は、なるべく外にお出にならないようお願いいたします。
- ③ 洗濯物は外に干さないようお願いいたします。

『散布当日は、航空防除の必要性を充分ご理解いただき地域の皆様のご協力をお願いします。』

航空防除日程	7月3日(金)	7月24日(金)	8月5日(金)
--------	---------	----------	---------

《転作くんのひとりごと》

4年連続の豊作で自主流通米の価格は年々低下してきている。しかし、物が余れば価格が下がるのは市場経済の原理であり当然のこと。全農や全農連も「米が売れなければ買えない」と断言しているようだ。価格安定の決め手は生産調整であり、生産者自身の問題として取り組んでいかなければならないと思う。農業は他のものにくらべ、とかく補助金を受けやすい業種だということをもう一度考え、生産者相互の取り組みに期待したい。

今年2月の東京・大阪両取引場での入札取引の結果を眺めてみると、前回入札時より価格が上昇している。これは、生産調整の成果と考えてまちがいないだろう。しかし、多くの生産者が生産調整を実施し価格の安定に努めようとしているにもかかわらず、生産調整を完全実施しようとしめない生産者が依然として減少しない。こういった状況が続いてよいのだろうか、良いはずはない。生産調整完全実施者のおかげで、米価の安定があるということをも充分認識していただき、自分の米さえ売ればよいという考えから脱去し、将来の米事情を見据えた上で結論をだしても遅くないのでは…

《消費あつての生産。「量」、「質」ともに兼ねた生産を期待している。》

《今月のテーマ「……にもかかわらず。」

国民健康保険税

わたしたちは、普段健康であっても、いつ病気になったりケガをするかわかりません。そんな時、お金がなくてお医者さんにかかれないとしたら大変です。国民健康保険は、そういう場合に備えて、加入者が収入に応じてお金を出し合い、助け合うことを目的とした医療保険制度です。

■ 保険税はこうして決められます
その年に予測される医療費から、国の補助金と被保険者が医療機関で支払う一部負担金を除いた額が保険税となります。方法として、国保加入世帯、加入者数、所得等(前年の)を計算し、必要とする保険税に達する範囲内で税率が決定します。市町村によって税率が違うわけはそこにあります。また、納め忘れなどが多く世帯であると、医療費の支払いに重大な支障をきたすことになり、加入者の負担が大きくなりかねません。納め忘れがないよう、ご協力をお願いします。

■ 本算定は、毎月7月に行われます
国民健康保険税は、前述のように、前年の所得を算出根拠のひとつとしていますが、各年度の第1期(5月末日納期限)分については、前年の所得が確定していないため、暫定として前々年の所得で算定し納入していただいております。第2期(7月末日納期限)からは、本算定(前年の所得)に基づき賦課されていますので、ご了承ください。

■ 長い間滞納していると…
特別の事情がないにもかかわらず、長期間保険税を滞納すると、保険証を返してもらうことがあります。災害や失業、病気などで支払いにお困りの時は、早めに国保の窓口にご相談ください。

国保は
**相互扶助
の医療保険制度です。**

◎国民健康保険税係 ☎82-5716

国保・老保係 ☎82-5714 住民税非課税世帯、入院時の食事代

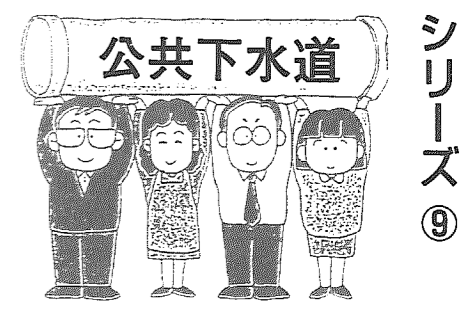
- **新規に減額制度を受ける場合**
入院する前に、「標準負担額減額認定証」の交付を、役場保健衛生課で受けてください。
◆交付に必要なもの：保険証・印鑑
◇交付された標準負担額減額認定証と、保険証を入院する医療機関に提示してください。
- **継続して減額制度を受ける場合**
すでに交付を受けている人は、その有効期限が5月31日までですので、継続する場合は、6月22日以降に役場保健衛生課で手続きを行ってください。
◆更新に必要なもの：既存の認定証・保険証・印鑑・入院日数が90日を超える場合は、90日分の直近の受領書

一般の被保険者	1日760円	
※住民税非課税世帯等	90日までの入院	1日650円
	91日以降の入院	1日500円
※住民税非課税世帯等で老齢福祉年金の受給権者		1日300円

(表中90日とは、過去1年間に)

質問
下水道ができるのと、台所の流しからどんなものでも流せるのでしょうか。
答 え
下水道に流せば、すべてきれいになるというものではありません。下水道に流してももらいたくないものもあります。下水道は万能ではないので、汚れのもととなるビールやみそ汁、残り油などは紙や布に染み込ませてゴミとして捨ててください。

質問
下水道の工事が始まると道路が通行止めになったり、騒音や振動などでたいへんとなりました。工事期間はどれくらいかかるのでしょうか。
答 え
延長100メートル程度の工事を想定し



た場合ですが、まず最初に、関係住民の皆さんに対して説明会を行い、下水道工事の理解と協力をお願いします。

その後、家屋調査やほかに埋設されている管などの位置を確認する試掘調査期間も必要となります。

また、これにより水道管やガス管が支障となる場合、この仮設工事が必要で、ここまでの準備期間で約40日。下水道管の埋設、公共汚水ますの取り付けと、移設した水道管、ガス管を元に戻す作業をあわせて約30日。路面の舗装復旧工事、後片づけを含め30日。全部終わるまでに約100日程度かかります。

最近では、管の深さが深くなることと道路を全面的に掘ることをしないで、管を地中で押し進めていく方法(推進工法)など、工事の改良工夫により、期間の短縮や騒音・振動を減らすような工事方法も多くとられています。

▲ 地元説明会